国土交通省令改正に伴う経営事項審査・建設業許可の手続きの変更等について

《奈良県総合評価落札方式の改正等説明会　》

平成24年5月24日

国土交通省近畿地方整備局建政部

建設産業課長補佐　中 林 茂 巳

目 次

国土交通省

① 建設業を取り巻く状況

② 国土交通省の取り組み施策

「建設産業の再生と発展のための方策2011」～保険未加入対策など

③ 国土交通省の経営・金融支援策

①　建設業を取り巻く状況

地域の基幹産業としての建設業

国土交通省

○ 建設業は、国内総生産・全産業就業者数の約1割を占める地域の基幹産業である。
○ 地方圏においては、県内総生産に対する建設投資の規模が大きく、公共投資への依存度が高い地域においては、全産業に占める建設業の倒産件数の割合も高い傾向がある。
○ 全産業に占める建設業就業者数の割合が高い地域においては、完全失業率も高い傾向がある。

県内総生産に対する建設投資の規模 （平成19年度）

出所：内閣府「県民経済計算」 国土交通省「建設投資見通し」

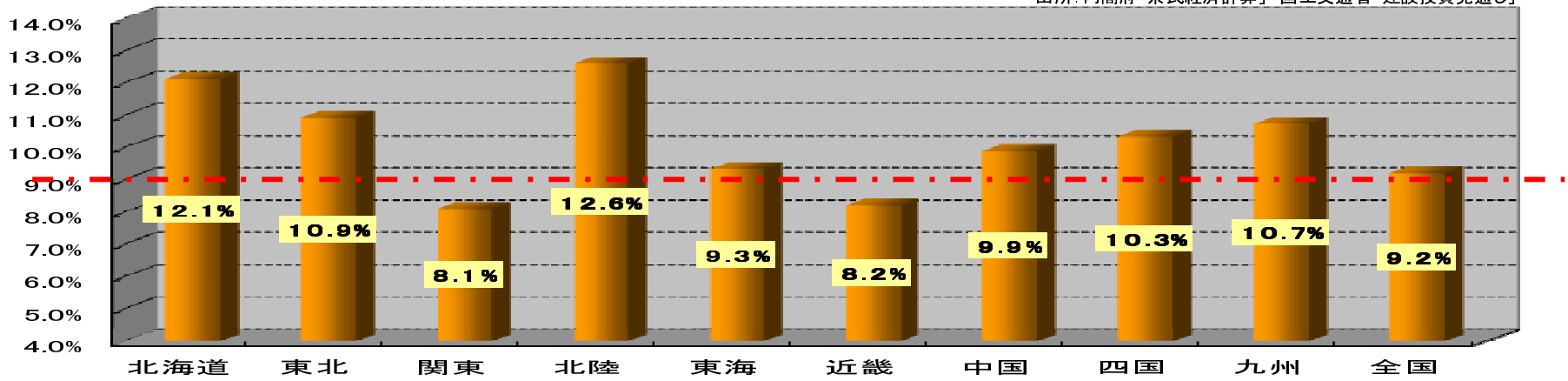

全産業に占める建設業就業者数の割合 （平成21年平均）

出所：総務省「労働力調査」

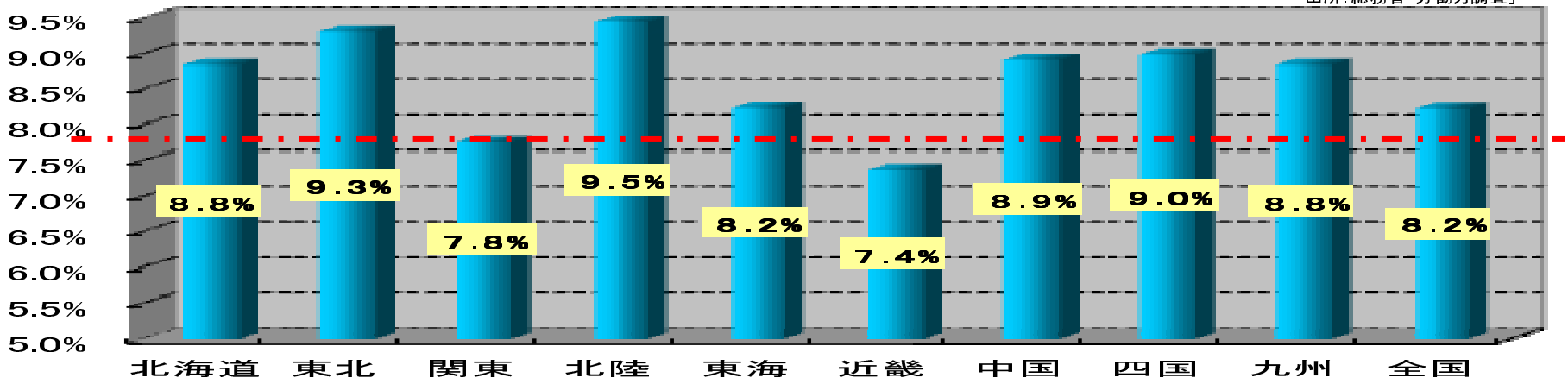

建設投資・企業・就業者の現状

国土交通省

平成23年度建設投資額：43.2兆円

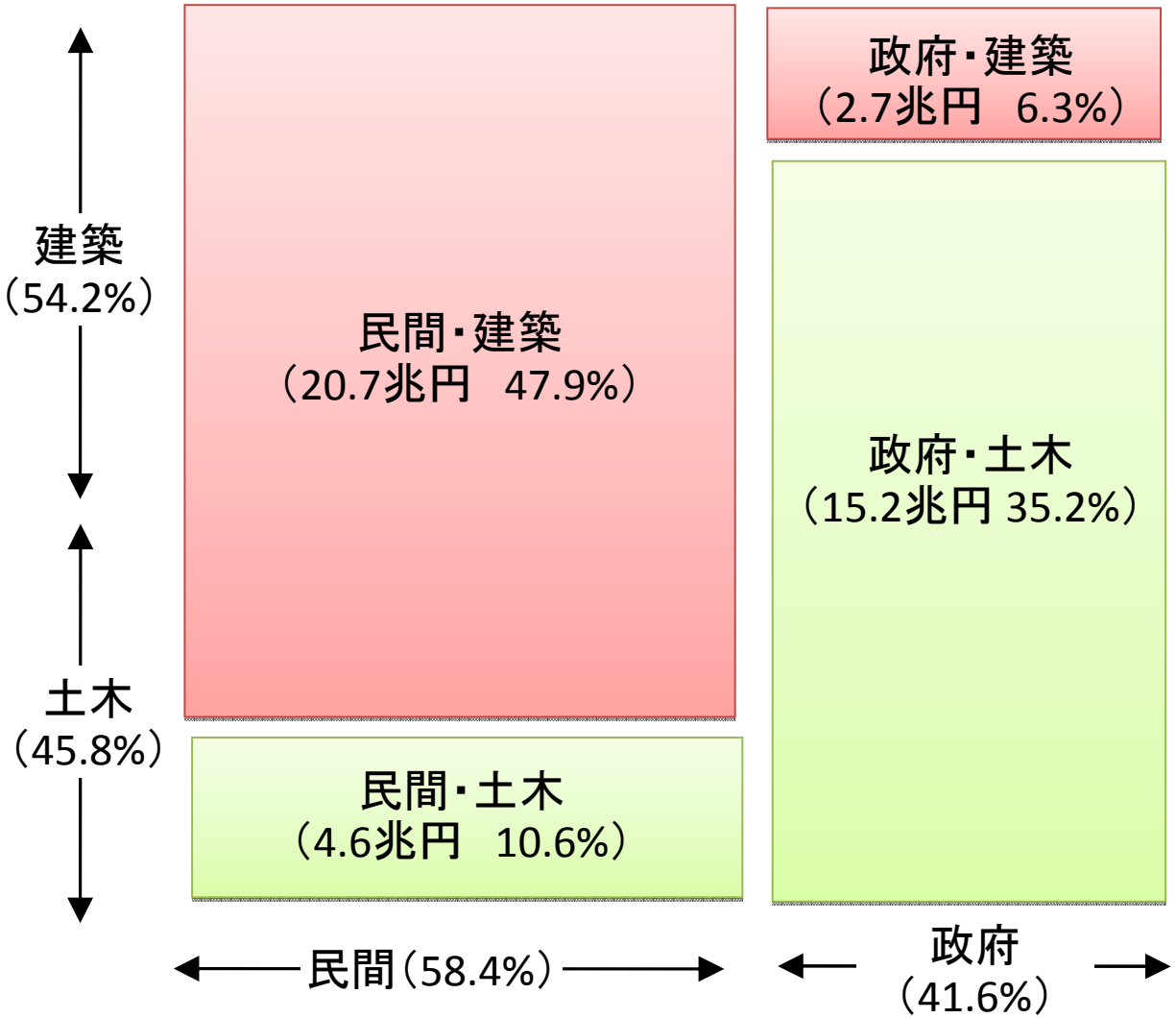

許可業者		49．8万社
	大臣許可	1万社
	知事許可	48．8万社
経営事項審査受審企業		16万社
公共工事元請業者		6．9万社

建設業就業者	498万人

※企業数・就業者数は全て平成22年度のもの

（出所）
建設投資額　：国土交通省「建設投資見通し」
許可業者数　：国土交通省「建設業許可業者数調査（平成２３年３月末）」
公共工事元請業者数　：東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ（平成２２年度）
経営事項審査受審業者数　：（財）建設業情報管理センター[CIIC] における出力業者数（平成２３年３月末）

建設業許可・経営事項審査　業者数（近畿地整管内）

国土交通省

【建設業許可・経営事項審査】(H23.3末)

府県名	建設業許可業者数			経営事項審査受信業者数		
	大臣許可	知事許可	合計	大臣許可	知事許可	合計
福井県	72	4,268	4,340	58	1,828	1,886
滋賀県	67	5,650	5,717	44	1,948	1,992
京都府	205	12,692	12,897	144	3,283	3,427
大阪府	1,377	37,022	38,399	825	7,574	8,399
兵庫県	352	19,648	20,000	254	6,510	6,764
奈良県	69	5,456	5,525	64	2,899	2,963
和歌山県	69	5,068	5,137	49	2,268	2,317
合計	2,211	89,804	92,015	1,438	26,310	27,748
全国比	22.7%	18.4%	18.4%	22.0%	17.4%	17.6%
全国	9,735	489,071	498,806	6,534	150,780	157,314

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

国土交通省

○ 建設投資額（平成22年度見通し）は約41兆円で、ピーク時（4年度）から約52%減。
○ 建設業者数（22年度末）は約50万業者で、ピーク時（11年度末）から約17%減。
○ 建設業就業者数（22年平均）は498万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。 ※23年2月は499万人（前年同月比10万人減）。

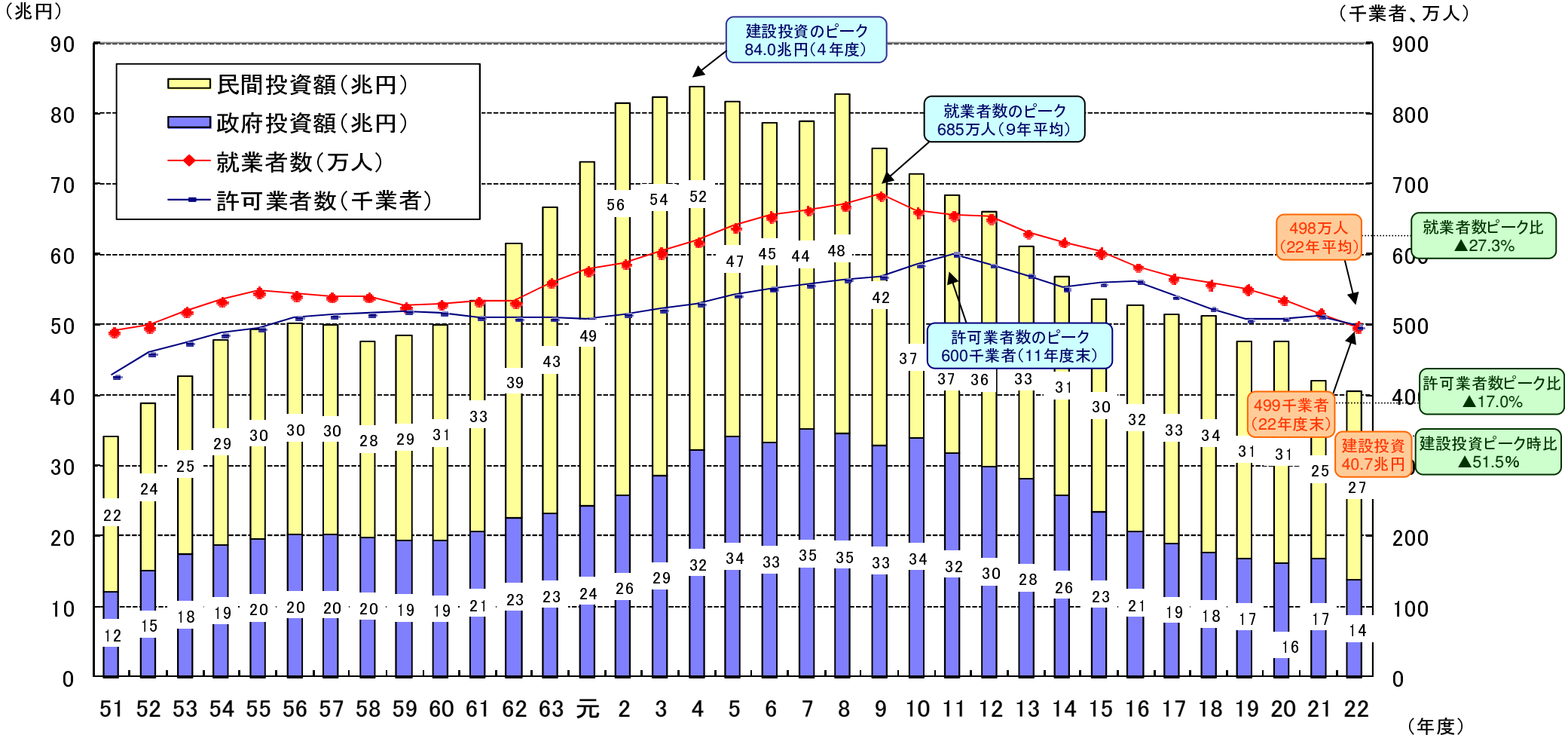

出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し
注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
注3 就業者数は年平均

建設企業の利益率の低迷

国土交通省

○ 建設産業全体として、他産業に比し利益率が低迷。

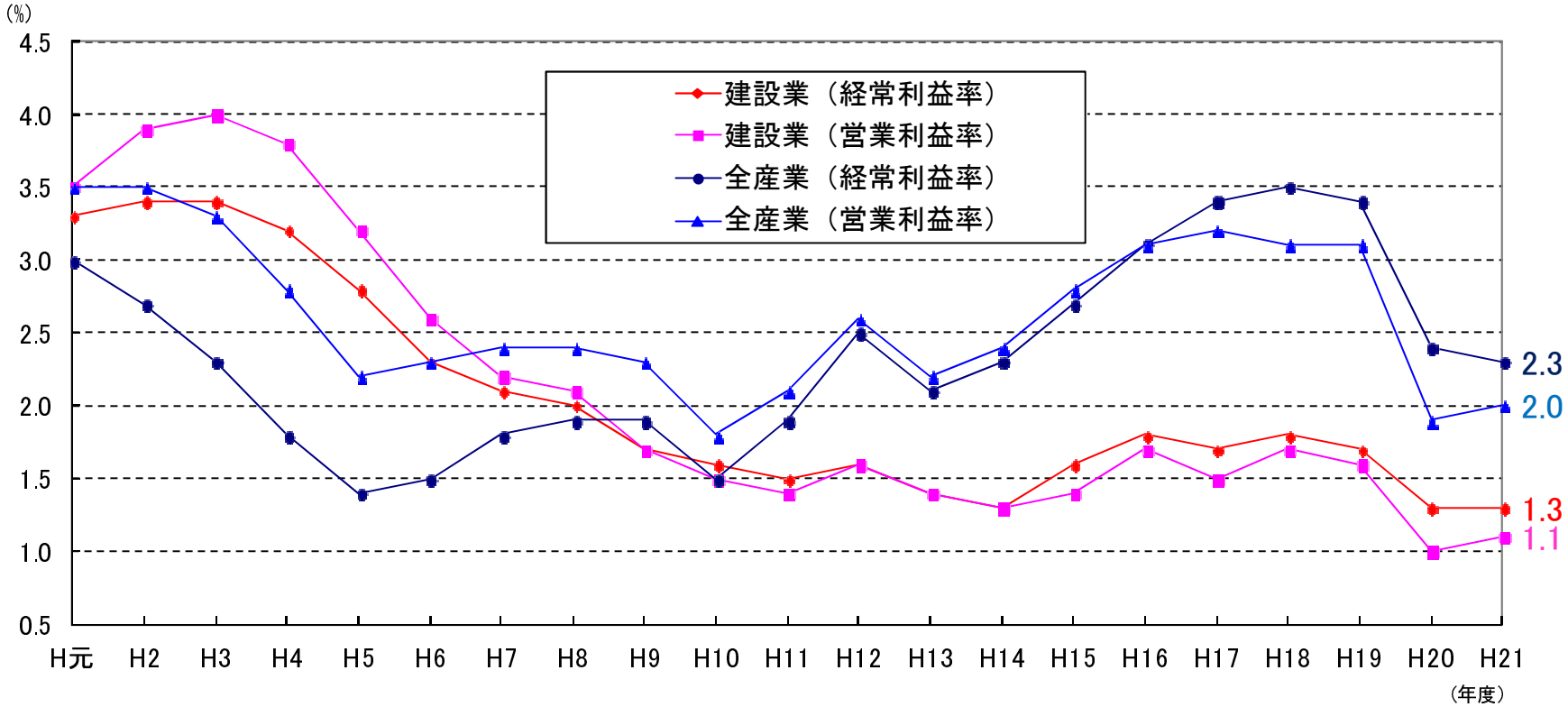

建 設 業	平成3年度（利益率のピーク）		平成4年度（建設投資のピーク）		平成21年度（対ピーク比）
営業利益率	4.0%	→	3.8%	→	1.1%（▲2.9pt）
経常利益率	3.4%	→	3.2%	→	1.3%（▲2.1pt）

出所：財務省「法人企業統計」

建設業における就労形態及び給与支払形態の状況

国土交通省

○ 就労形態は、「常雇」は減少傾向、「一人親方」は上昇傾向
○ 給与支払形態は、建設投資の減少局面、就業者数の減少局面において、固定費である「月給制」から、変動費に近い「日給月給制」にシフト

就労形態の状況

	常雇	日雇	臨時雇	自営業主 一人親方	その他 不明
平成9年度	80.6%	3.4%	3.7%	10.4%	2.0%
平成14年度	59.4%	5.6%	4.6%	14.9%	15.5%
平成17年度	62.3%	4.6%	5.2%	13.8%	14.1%
平成20年度	63.6%	5.1%	4.0%	16.7%	10.6%

※平成９年度の「臨時雇」は、「有期」として集計

給与支払形態の状況

	月給制	日給月給制	日給制 出来高制
平成9年度	57.6%	30.6%	8.5%
平成14年度	36.6%	58.5%	4.3%
平成17年度	31.3%	58.4%	7.5%
平成20年度	29.3%	58.4%	8.5%

出所：国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」

下落傾向が続く建設業の賃金（給与所得）

国土交通省

○ 建設労働者の年間賃金は平成7年以降、継続的に減少しており、製造業を下回る水準。

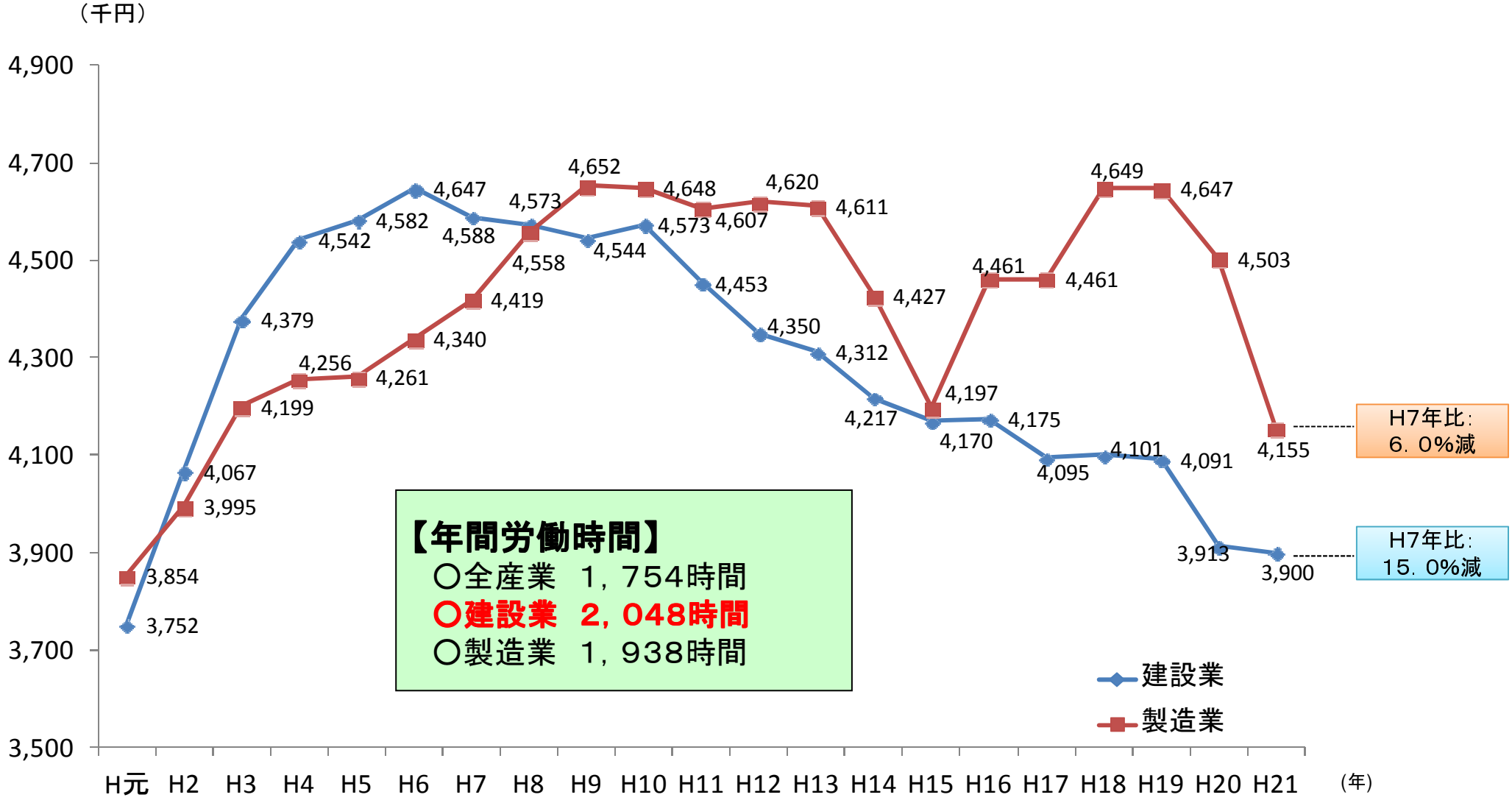

出所：国税庁「民間給与実態統計調査」

建設業就業者の年齢構成の推移

国土交通省

○ 建設業就業者は、55歳以上が33%、29歳以下が12%と高齢化が進行しており、次世代への技術承継が大きな課題

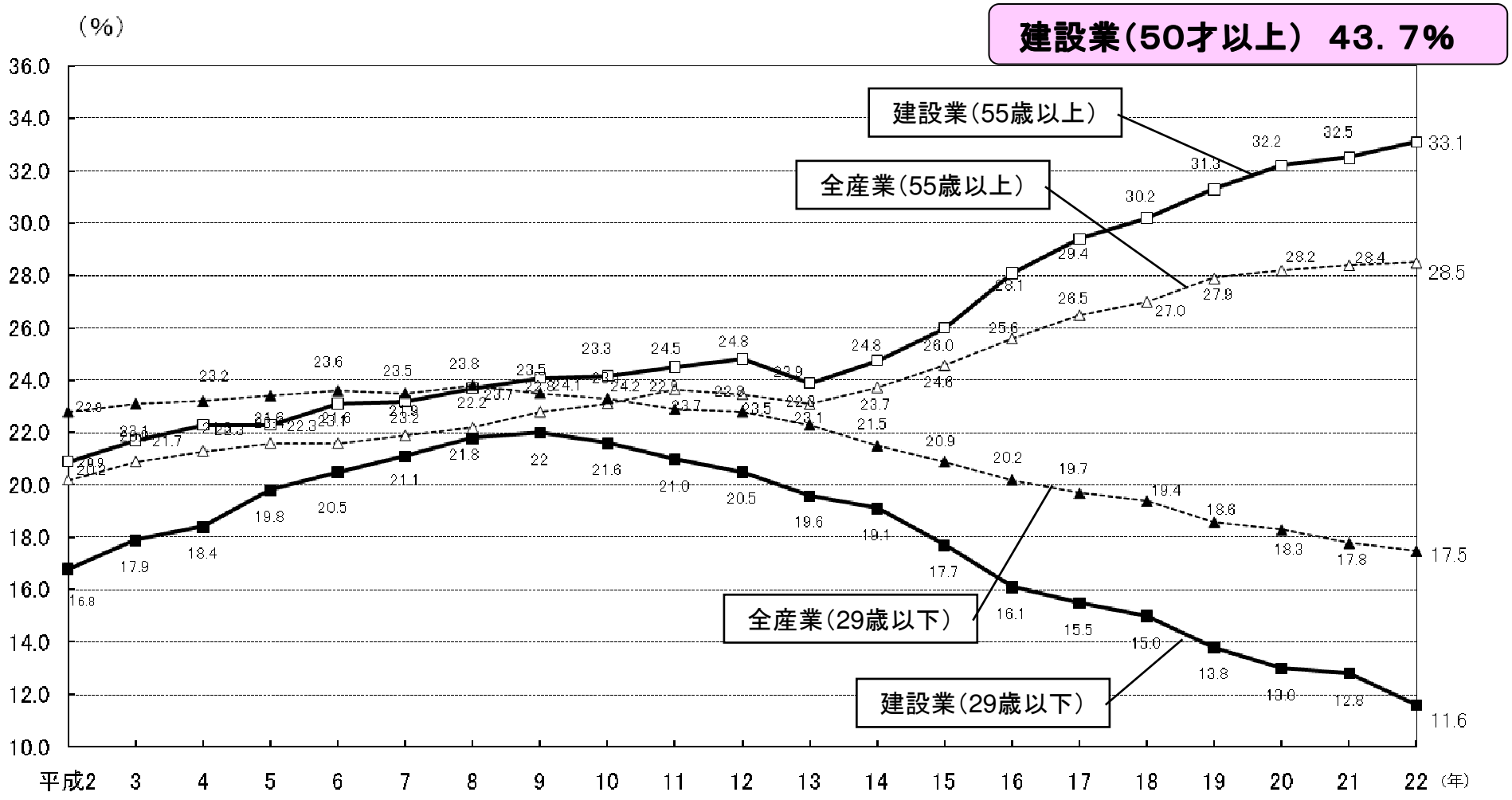

出所：総務省「労働力調査」

現状の建設産業の問題点

国土交通省

◎ 建設投資の急激な減少に対して、建設業者数の減少が追いつかない過剰供給構造が現状の建設産業の疲弊につながっている。

◎ 過剰供給構造を是正するには、

① 需要を増やす。（建設投資額が増えるような施策を実施する。）

② 供給を減らす。（過剰な建設業者数を減らす施策を実施する。）

◎ 構造的な問題

○ 地域の経済・防災機能を担う優良な建設業者から撤退せざるを得ない現状。

○ 建設業者数が減らない一方で、技能労働者（職人）不足が深刻になってきている矛盾？

○ ダンピング受注の影響が下層の下請ほど強くなるという、異常なまでの日本の重層下請構造。

○ 若者の入職が滞り、世界に誇れる日本の建設技術と技能の継承の危機。

② 国土交通省の取り組み施策

「建設産業の再生と発展のための方策2011」～保険未加入対策など

これまでの経緯（一部抜粋）

国土交通省

平成22年12月17日	○ 建設産業戦略会議設置
平成23年 1月 6日	○ 「建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針」（建設産業戦略会議）
平成23年 6月23日	○ 「建設産業の再生と発展のための方策2011」（建設産業戦略会議）
平成23年 8月 9日	○ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（閣議決定）
平成23年 8月29日	○ 「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」（国土交通省建設産業課）
平成23年11月11日	○ 「共同企業体運用準則の改正（地域維持型JV）」（中央建設業審議会）
平成24年 1月27日	○ 「中間とりまとめ」（中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会）
平成24年 2月23日	○ 「建設業における社会保険未加入問題への対策」（社会保険未加入対策の具体化に関する検討会）
平成24年 2月27日	○ 「建設産業戦略会議」再始動

【関係検討機関（抜粋）】
- ○ 中央建設業審議会、社会資本整備審議会（産業分科会建設部会）、両審議会合同基本問題小委員会
- ○ 社会保険未加入対策の具体化に関する検討会
- ○ 技術者制度検討会
- ○ 建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会

「建設産業の再生と発展のための方策2011」（概要）①

国土交通省

課題１ 地域社会の維持

○ 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策１ 地域維持型の契約方式の導入

○ 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入

※ 包括発注（一括契約、複数年契約等）や、地域建設企業の共同体による受注

課題２ 技能労働者の雇用環境の改善

○ 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等

○ 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機

○ 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策２ 保険未加入企業の排除

○ 行政、元請、下請による一体的な取組

＜行政＞　保険加入状況の確認強化、指導
＜元請＞　下請指導責任の明確化
＜下請＞　保険加入の徹底

課題３ 技術者の育成と適正配置

○ 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成

○ 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響

○ 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策３ 技術者データベースの整備と業種区分の点検

○ 技術者ＤＢの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底

○ 業種区分の点検と見直し

「建設産業の再生と発展のための方策2011」（概要）②

国土交通省

課題4 公共調達市場と受発注者関係

○ 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
○ 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

○ 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
○ 地域企業の適切な活用
○ 段階選抜方式の活用推進
○ 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

課題5 海外市場への積極的進出

○ 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

○ 契約・リスク管理の強化
○ 情報収集･提供、人材育成の強化等
○ 投資協定の活用

課題6 過剰供給構造の是正

○ 企業数としては過剰
○ 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

対策6 不良不適格業者の排除

○ 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底（再掲）
○ 建設企業としての欠格要件の強化
○ 都道府県との連携強化

課題7 東日本大震災

○ 迅速かつ円滑な復旧・復興
○ 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
○ 被災地と原発地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

○ 建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等
○ 地域企業と地域外企業の適切な活用
○ 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

課題１　地域社会の維持

○ 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策１　地域維持型の契約方式の導入

○ 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式（※）の導入

※ 包括発注（一括契約、複数年契約等）や、地域建設企業の共同体による受注

課題２　技能労働者の雇用環境の改善

○ 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等

○ 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機

○ 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策２　保険未加入企業の排除

○ 行政、元請、下請による一体的な取組

＜行政＞　保険加入状況の確認強化、指導
＜元請＞　下請指導責任の明確化
＜下請＞　保険加入の徹底

社会保険未加入問題への対策の概要

課　題

○ 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
○ 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政･元請･下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
（全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置）
②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック･指導

①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
④社会保険担当部局（厚生労働省）との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の取組

○元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
○元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業（特に１次下請企業）による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
○建設企業（特に下請企業）における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示　等。

4. 法定福利費の確保

①発注者への要請・周知、元請企業への指導
②業界における見積時の法定福利費の明示
③ダンピング対策　④重層下請構造の是正

5. その他

①就労履歴管理システムの普及・活用　②社会保険適用促進に向けた研究

※平成２９年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、　○　技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
を実現　　○　法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

みんなで取り組む保険加入
～社会保険加入の徹底に向けた連携体制～

目　的

- ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

取　組

- ○ 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- ○ 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

①営業所での取組

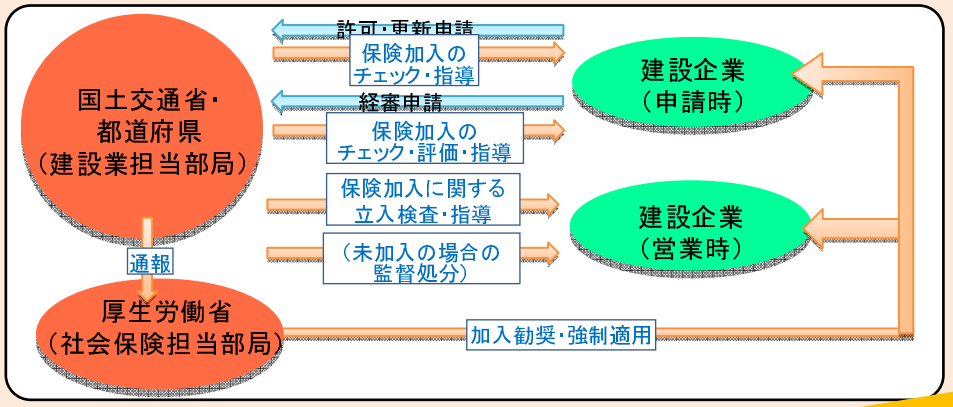

②工事現場での取組

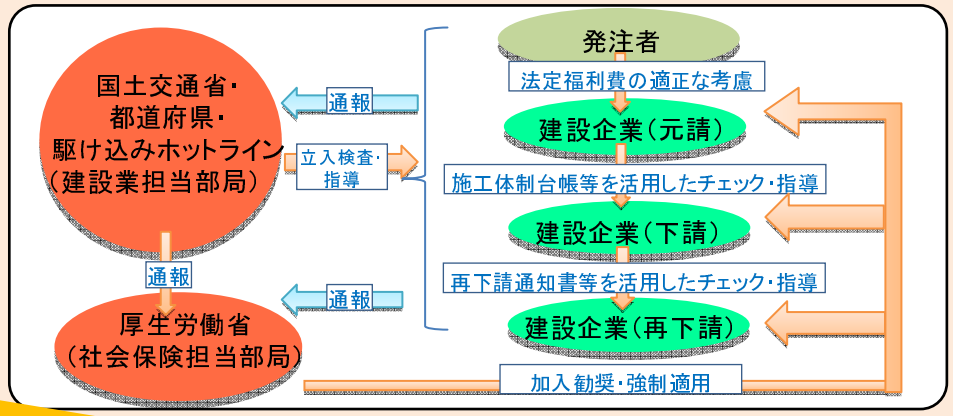

③関係者が連携して保険加入を推進・支援

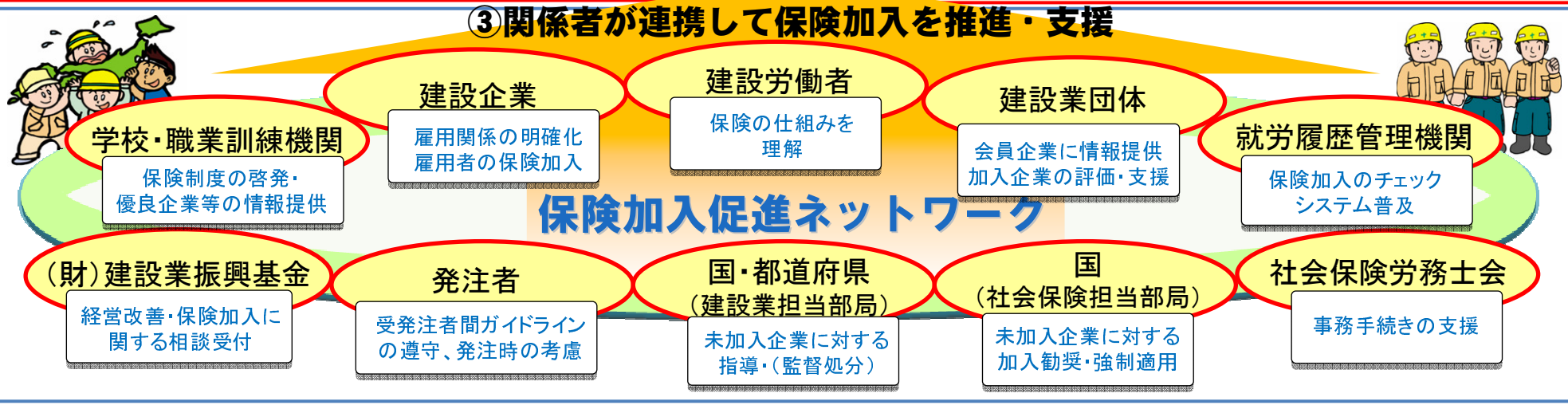

1－1　取組の推進体制

国土交通省

実施方針

○ 取組を着実に推進するため、社会保険未加入対策を行政・元請・下請が一体となって継続的に実施する「保険未加入対策推進協議会」を設立
○ 各団体の取組を共有し、継続的にフォローを行う
○ 効果的な取組を共有、周知啓発の取組方針等を議論

推進体制のイメージ

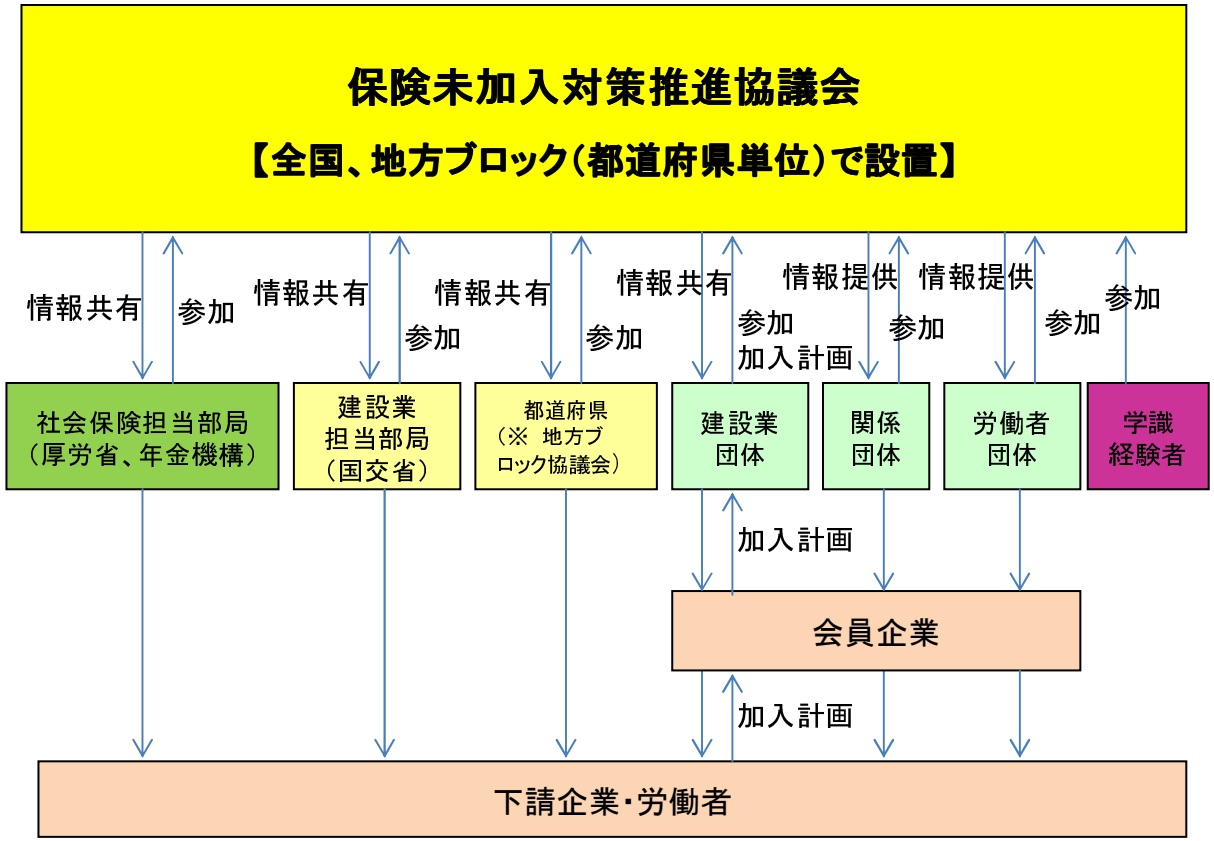

保険未加入対策推進協議会の概要

【構成】
・建設業担当部局（国交省、地方は都道府県も参加）
・社会保険担当部局（厚労省、日本年金機構）
・建設業団体、関係団体、労働者団体
・学識経験者

【協議会が行う主な取組】
・参加団体等を通じた建設企業及び労働者に対する周知・啓発の推進
・参加団体ごとの社会保険加入状況の定期的把握
・各参加団体による取組のとりまとめと定期的フォローアップ
・加入促進に向けた効果的な取組の共有
・構成員間の意見交換

【ワーキンググループの設置】
・全国協議会の下にワーキンググループを設置
・構成員は、行政担当者、建設業団体
・関係者による意見交換・認識共有を行うとともに、全国協議会の運営に必要な事項を話し合う。

2－1　建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導

国土交通省

○　建設業の許可・更新の申請者に、保険加入状況を記載した書面を提出させることにより、建設業担当部局において保険加入状況を確認し、未加入企業に対する加入指導を行う。

概　要

1　建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加する（建設業法施行規則第4条第1項を改正）。
2　上記書面により保険加入状況を確認する。
3　未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導する。
4　指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する。

申請時に提出を求める書類

○許可及び更新（5年に一度）の申請時に新たに次の書類を提出させる。

①保険加入の有無等を記載した書面

②確認資料

・雇用保険：労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書及び領収済通知書

・健康保険・厚生年金保険：領収証書又は社会保険料納入証明書

スキーム

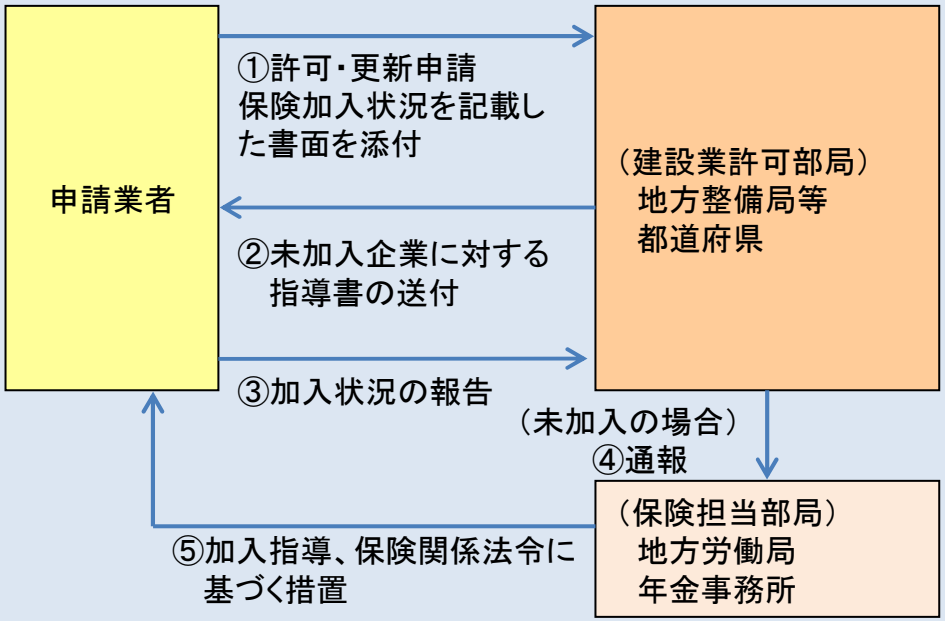

保険未加入の場合の対応

○建設業の許可及び更新の申請を不許可とする取扱はせず、許可を行うと同時に指導文書を送付する。

⇩

○保険加入の報告を求める。

⇩

○更に指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

・健康保険、年金→日本年金機構（年金ブロック本部）

・雇用保険→地方労働局

＜通報の内容＞

・企業名、所在地

・未加入の保険種類（雇用、医療、年金）　等

2－2　建設業担当部局による監督

国土交通省

○　建設業担当部局により、事業所への立入検査による保険加入状況の確認、工事現場への立入検査による下請指導状況の確認を行う。

概　要

○　建設業法第31条に基づく立入検査において、保険加入状況及び下請指導状況を確認する。

①　事業所への立入調査

労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認する。

②　工事現場への立入調査（建設業法施行令第7条の3の改正が前提）

特定建設業者による下請企業への指導状況を確認する。

スキーム

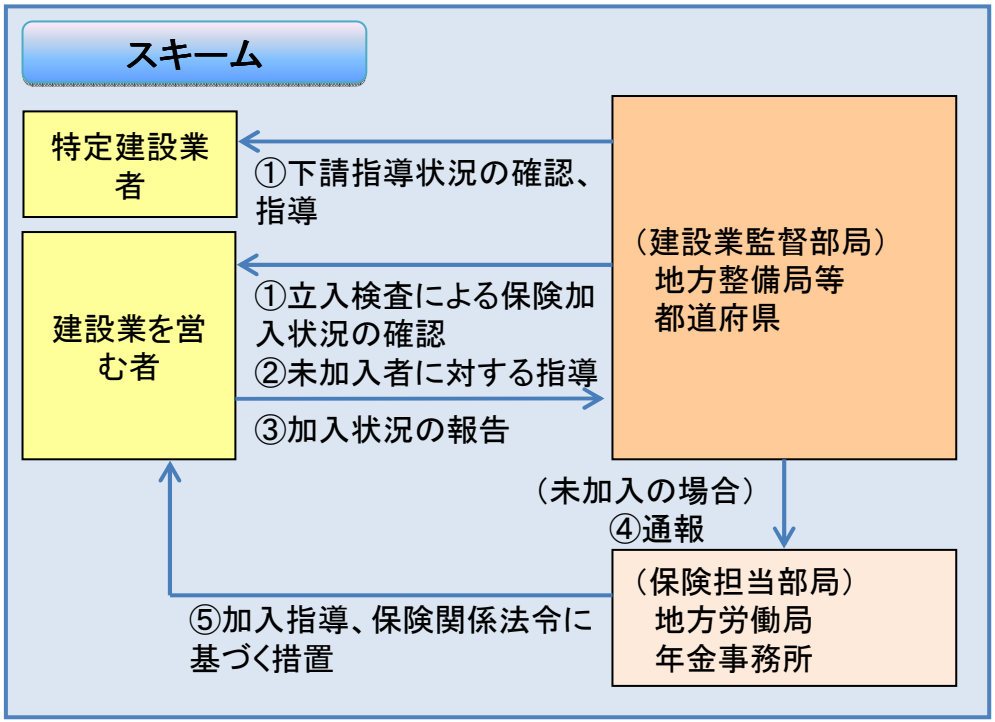

事業所への立入検査

○建設業担当部局による立入検査により、保険加入状況を必要な書類を提出させることで確認する。

○保険料の申告書、領収済通知書等により、企業単位での加入状況を確認するほか、労働者名簿で雇用者を把握し、労働者単位の加入状況を以下の書類により確認する。

・賃金台帳（保険料の控除の状況）
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（雇用保険）
・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書（健康保険・厚生年金保険）

○未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求める。

○指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

工事現場への立入検査

○特定建設業者の指導が適切に行われているかを立入検査により確認・指導する。

・下請企業の保険加入の確認指導状況を聴取
・特定建設業者として把握を行っているか（作業員名簿等による確認状況）
・未加入企業に対する指導は行っているか　等

○下請指導が適正に行われていない場合（全く確認していない、未加入企業が多い等）は、特定建設業者に対する指導を行う。

建設業法に基づく監督処分

○指導・通報をしてもなお加入が見込まれない企業に対して、建設業法に基づく監督処分を行うことを検討する。

「みんなで取り組む」建設業の保険加入
～平成２４年７月から、新たな取組みがスタートします～

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。これを受け、次のとおり、新たな取組みがスタートします。

(※) 建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号)
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第855号)

(１)平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

○ 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。
(3保険すべてに未加入の場合:現行▲60点→改正後▲120点)

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(２) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

○ 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(３) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

○ 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)

社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

現行基準の課題

○ 社会性等（W）の労働福祉の状況において、「雇用保険」、「健康保険及び厚生年金保険」に未加入の場合に減点措置を行っている。

○ 技能労働者の適正な雇用環境及び企業間の健全な競争環境の確保を図るために関係者が一体となって推進する社会保険未加入対策の一環として、社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図る観点から、項目区分及び減点幅を見直す必要がある。

改正の概要

○ 「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分する。

○ 「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について、未加入の場合の減点幅をそれぞれ▲40点とする。

現行

	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険及び厚生年金保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86

改正後

	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
健康保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
厚生年金保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
合計	▲ 120	▲ 1140	▲ 171

項目分割

減点幅拡大

最大で85点の減点幅拡大

再審査の取扱いについて
（保険未加入企業への減点措置の厳格化関係）

参考

○　既に受審した経営事項審査において、いずれの保険も「加入有」又は「適用除外」とされている場合においては、新基準による再審査を受けた場合も総合評定値に影響はないが、いずれか一つの保険について「加入無」とされている場合には、総合評定値が変わることとなる。

○　発注者が、今後の競争参加資格審査において、下表のうち「影響なし」とされているケースについては旧経審の使用を認める旨の取扱いを行った場合、再審査の受審が必要となる建設業者は下表のうち「影響あり」とされる企業に限定される。

【現行の加入有無による改正の影響】

		健康保険及び厚生年金保険		
		加入有	加入無	適用除外
雇用保険	加入有	影響なし	影響あり	影響なし
	加入無	影響あり	影響あり	影響あり
	適用除外	影響なし	影響あり	影響なし

元請企業による下請指導（改正に向けた方向性）

イメージ

施工体制台帳

平成23年8月11日

［会社名］　国土交通建設株式会社

［事業所名］　〇〇ビル作業所

	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	土、建、電、管、工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成元年〇月〇日
	電気通信 工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成元年〇月〇日

	保険の種類	事業所番号
社会保険等	雇用保険	〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇－〇
	健康保険	〇〇〇〇
	年金保険	〇〇〇〇〇〇〇

工事名称及び工事内容	〇〇〇ビル新築工事／建築一式 （地上5階、地下1階　延床面積　5，400㎡）		
発注者及び住所	〇〇興業株式会社 〒111-1123　〇〇県〇〇市字〇〇1－1－1		
工期	自　平成23年8月1日 至　平成24年3月31日	契約日	平成23年7月31日

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約	本社	〇〇県〇〇市字〇〇1－2－3
	下請契約	〇〇支店	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇100

発注者の監督員名	〇〇　次郎	権限及び意見申し出方法	契約書記載のとおり

監督員名	〇〇　一郎	権限及び意見申し出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	〇〇　伊知郎	権限及び意見申し出方法	契約書記載のとおり

≪下請負人に関する事項≫

会社名	〇〇土木株式会社	代表者名　〇〇　真一	
住所	〒111-1123 〇〇県〇〇市字〇〇2－3－6		
工事名称及び工事内容	〇〇〇ビル新築工事　／ コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自　平成23年8月10日 至　平成23年12月20日	契約日	平成23年8月10日

	施工に必要な業種		許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	とび　土工 鉄筋、大工	工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成2年〇月〇日
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成2年〇月〇日

	保険の種類	事業所番号
社会保険等	雇用保険	〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇－〇
	健康保険	〇〇〇〇
	年金保険	〇〇〇〇〇〇〇

現場代理人名	〇〇　太郎	
権限及び意見申し出方法	契約書記載のとおり	
主任技術者	〇〇　一郎	
権限及び意見申し出方法	契約書記載のとおり	

安全衛生責任者名	〇〇　太郎
安全衛生推進者名	〇〇　三郎
雇用管理責任者名	〇〇　二郎
専門技術者名	
資格要件	
担当工事内容	

元請業者による下請指導②（改正に向けた方向性）

国土交通省

イメージ

再 下 請 通 知 書

平成23年8月11日

直近上位
注文者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告再下請負業者】
〒110-8940
住所　〇〇県〇〇市字〇〇1
会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

≪下請負関係≫　再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	〇〇土木株式会社	代表者名　〇〇　真一
住　所	〒111-1123 〇〇県〇〇市字〇〇2－3－6	

元請名称	国土交通建設（株）

≪自社に関する事項≫

工事名称及び工事内容	〇〇〇ビル新築工事／建築一式 （地上5階、地下1階　延床面積　5，400㎡）		
工　期	自　平成23年8月1日 至　平成24年3月31日	注文者との契約日	平成23年7月31日

工事名称及び工事内容	〇〇〇ビル新築工事　／ コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工　期	自　平成23年8月10日 至　平成23年12月20日	契約日	平成23年8月10日

建設業の許　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	鉄筋　工事業	大臣　特定 知事　一般　第〇〇号	平成元年〇月〇日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第〇〇号	平成　年　月　日

建設業の許　可	施工に必要な業種		許　可　番　号	許可（更新）年月日
	とび　土工 鉄筋、大工	工事業	大臣　特定 知事　一般　第〇〇〇号	平成2年〇月〇日
		工事業	大臣　特定 知事　一般　第〇〇〇号	平成2年〇月〇日

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇－〇
	健康保険	〇〇〇〇
	年金保険	〇〇〇〇〇〇〇

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇－〇
	健康保険	〇〇〇〇
	年金保険	〇〇〇〇〇〇〇

監督員名	
権限及び意見申し出方法	
現場代理人名	〇〇　伊知郎
権限及び意見申し出方法	基本契約約款記載のとおり
主任技術者	〇〇　一郎
資格内容	二級建築施工管理技士（躯体）

安全衛生責任者名	〇〇　太郎
安全衛生推進者名	〇〇　三郎
雇用管理責任者名	〇〇　二郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

現場代理人名	〇〇　太郎
権限及び意見申し出方法	基本契約約款記載のとおり
主任技術者	専任 非専任　〇〇一郎
資格内容	実務経験（指定学科5年・とび土工）

安全衛生責任者名	〇〇　太郎
安全衛生推進者名	〇〇　三郎
雇用管理責任者名	〇〇　二郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

海外子会社の経営実績の評価

改正の目的

〇海外子会社による事業展開の適正な評価及び建設業者の海外進出意欲の醸成を図る

改正の概要

海外子会社の経営規模に係る以下の数値について評価の対象とする（国土交通大臣が認定）

①海外子会社の完成工事高（X1）

②海外子会社の利益額及び自己資本額（X2）
※本邦親会社の利益額及び自己資本額と合算して認定

進出先国の規制等への対応のため、海外子会社により事業を展開している企業についても適正に評価（なお、現在、海外支店の経営実績については評価の対象）

保険未加入企業の排除事例

国土交通省

【青森県】 （出典)平成22年度青森県建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き）

第１　建設工事競争入札参加資格審査申請の概要

５　申請できる要件

次のすべてに該当している方が資格審査を申請することができます。

⑦　労働保険及び社会保険に加入し、かつその保険料の未納がないこと

【岩手県】 （出典）平成23･24 年度県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き

２　申請要件

（1）　申請者に係る欠格要件(申請できない者)

④　雇用する労働者(適用除外の者を除く。)が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出 を行っていない者

【秋田県】 （出典）平成23･24年度適用入札参加資格審査について

３　格付要件

⑥社会保険の加入条件

・社会保険（健康保険及び厚生年金保険）加入義務のある事業所で、社会保険に未加入である場合は格付けしない。
平成23･24年度適用定期年審査に限り、平成23年1月31日までに加入が認められたものについては審査対象期間とする（特例審査）。
ただし、次回中間年（24年適用）審査においては、審査基準日を対象として判断し、特例審査を認めない。

【愛知県】 （出典）平成22･23年度入札参加資格審査申請要領(建設工事

１　申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

（2）愛知県が独自に設定する要件

雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること(ただし、届出を行う義務のない者を除く)。

【鳥取県】 （出典）鳥取県告示第４３３号（平成23年7月26日）

１　入札参加資格

入札参加資格は、入札の参加を希望する建設工事の種類ごとに、次に掲げる要件を満たすものに対して付与する。

（6）県内に本店を有するものにあっては、2の（1）のアの（ア）のgに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。

保険未加入企業の排除事例

国土交通省

２　申請手続
（1）　提出手続
ア　平成24年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書、入札参加、資格希望票及び次に掲げる書類
（ア）県内に本店を有する建設業者
ｇ　鳥取県労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当月の前月に納付されたものに限る。）

【岡山県】 （出典）平成24･25年度　岡山県建設工事競争入札参加資格審査申請の手引
１　申請者の資格要件
審査を受けるためには、次の要件を備えていなければなりません。
（5）建設業に係る労働者災害補償保険に加入していること。
※基幹番号が6で始まるもの又は9で始まって末尾が5（一人親方の場合は末尾8）であるなど建設業に係る労働災害補償保険であるものに限る。

【徳島県】 （出典）（平成24 年度追加分）一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【建設工事】作成の手引き
第1　一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の提出要領
５　申請書類の作成方法
（6）社会保険料納入証明（確認）書（原本で、未納がないことを証明したもの）

【熊本県】 （出典）熊本県工事入札参加資格審査格付要綱
（入札参加者資格の認定除外）
第3条　次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後2年間入札参加資格を認定しないことができる。
（10）　労賃の不払若しくは支払いの遅延のある者又は労災保険料の納付を怠っている者。

【沖縄県】 （出典）[平成23･24年度]沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書提出要領
３　建設工事入札参加資格申請要件
（1）申請要件（※基準日は申請の日とする。）
次の①から⑪を全て満たしていること。
①　健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（個人事業者で従業員が 4 人以下 のため適用が除外されている場合を除く）
②　雇用保険に加入していること。（従業員が一人もいないため適用が除外されている 場合を除く）

課題３　技術者の育成と適正配置

○ 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成

○ 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響

○ 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策３　技術者データベースの整備と業種区分の点検

○ 技術者ＤＢの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底

○ 業種区分の点検と見直し

課題４　公共調達市場と受発注者関係

○ 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
○ 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

対策４　入札契約制度改革の推進

○ 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化

○ 段階選抜方式の活用推進

○ 地域企業の適切な活用

○ 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

課題５　海外市場への積極的進出

○ 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策５　海外展開支援策の強化

○ 契約・リスク管理の強化
○ 情報収集･提供、人材育成の強化等
○ 投資協定の活用

課題６　過剰供給構造の是正

○ 企業数としては過剰

○ 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

対策６　不良不適格業者の排除

○ 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底（再掲）

○ 建設企業としての欠格要件の強化

○ 都道府県との連携強化

不良不適格業者の排除に係る経緯

国土交通省

不良不適格業者の定義

S62 「今後の建設産業政策の在り方について（第1次答申）」（中央建設業審議会答申）
「施工能力や資力信用に欠ける者、不誠実な者が建設市場に不当に参入している実態にかんがみ、これらの不良・不適格業者を排除する施策を強力に推進するとともに、業界の自助努力を積極的に支援する誘導施策を適切に講じていく必要がある。」

H4 「一括下請負の禁止について」（平成4年建設省経建発第379号）
「一括下請負を容認すると、（中略）、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。」

H7 「建設産業政策大綱」
「（不良不適格業者とは、）建設業においては技術力、施工力を全く有しないペーパーカンパニーや経営を暴力団が支配している企業等建設業法に違反する企業のみならず、建設業法上の要件は満たしているものの、対象工事の規模や必要とされる技術力から見て適切な施工に不安のあるものや、過大受注により施工が満足に行えない企業を含む。」

H10 「不良不適格業者排除対策について」（平成10年建設省経入企発第42号・自治行第90号）
「技術力・施工力を全く有しないペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業等不良不適格業者の市場からの排除の徹底に取り組まれるようお願いします。」

H12 「建設産業構造改善推進3カ年計画」
「自ら施工管理を行わない者、必要な技術者を雇用しない者、品質を疎かにして手抜きをする者など、数多くの不良・不適格業者が公共工事を受注し、適正な競争を妨げているとの指摘がある。」

H16 「施工体制台帳等活用マニュアル」（平成16年国総入企第26号）
「適切な施工を行おうとしない不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。」

H19 「建設業法令遵守ガイドラインについて」（平成19年国総建第100号）
「建設業においては、従来から、適切な施工能力を有しない、いわゆるペーパーカンパニーなどの不良不適格業者の存在を始め、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係等の法令違反が問題となっており、このような状況下で、建設業に関する国民の信頼の回復、建設業の魅力向上のため、建設業者が法令遵守を徹底することが求められております。」

H23「建設産業の再生と発展のための方策2011」
今後特に排除に取り組むべき不良不適格業者
→ 保険未加入の企業・技術者の不適正配置を行っている企業

建設業取引適正化推進月間の実施（毎年１１月）

国土交通省

趣旨

建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進月間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。

建設業取引適正化推進月間

期間：平成23年11月1日～30日

主催
　国土交通省・都道府県

実施内容
- 建設業者を対象にした建設業法令遵守に関する講習会の開催
- 立入検査等の実施
- 各地方整備局等と各都道府県による自主的な事業

国土交通省（各地方整備局等）

＋ 連携

各都道府県

→ 建設業取引の適正化の推進

講習会の開催、立入検査等の実施

建設業取引適正化推進月間　一斉点検チラシ（H23）

国土交通省

下請を泣かせていませんか？

11月は建設業取引適正化推進月間です！！

★該当する場合は□にチェックを入れて下さい

詳細は裏面を御覧下さい

- □ ①　下請の見積を一方的に値切っている。
- □ ②　着工後（追加、変更含む）に下請から見積を取ったり、契約をしたりしている。
- □ ③　常に契約書は交わしているが、契約日は工事着工前に遡ることもある。
- □ ④　下請から引渡の申し出を受けてから50日を超えて下請代金の支払いをしている。
- □ ⑤　下請には、労務費を含めて手形で支払っている。
- □ ⑥　工事期間中のみ、主任技術者を雇用して現場に配置している。
- □ ⑦　専任の主任技術者が他の工事にも従事している。
- □ ⑧　無許可業者と500万円以上の下請契約をしている。
- □ ⑨　現場には、自社の技術者を置いているが、実際の工程管理などは下請に任せきりにしている。
- □ ⑩　下請の主任技術者や施工内容を把握していない。

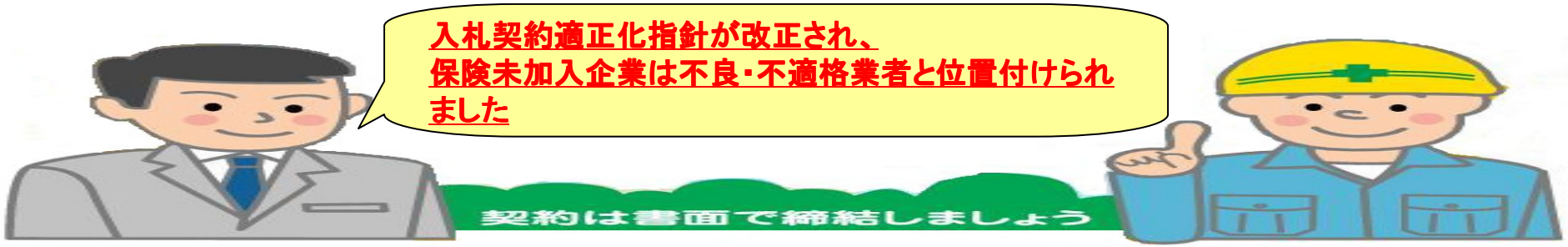

課題７　東日本大震災

○ 迅速かつ円滑な復旧・復興

○ 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性

○ 被災地と原発地域の企業の支援

対策７　震災を受けた特別の対応

○ 建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等

○ 地域企業と地域外企業の適切な活用

○ 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

③　国土交通省の経営・金融支援策

国土交通省の新分野進出等取組事例

国土交通省

○モデル事業（H15～H21）

↓

○建設業と地域の元気回復助成事業（H21～H22）

↓

○建設業の連携によるフロンティア事業（H23～H24）

↓

○建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業（H23～）

※年度は実質的な事業取り組み期間

建設業と地域の元気回復助成事業にかかる選定結果

地域の中小・中堅建設業者の団体が、その保有する人材、機材、ノウハウ等を活用して、農業、林業、観光、環境、福祉等の異業種団体及び自治体との連携により協議会を設立し、建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や、地域の活性化を図ろうとする場合に、連携事業に関する検討や試行的実施に必要な経費を助成。

国

協議会

- 地域での連携に向けた合意形成
- 専門家による指導、職員の研修
- 連携事業の実施に当たっての障害除去、資機材の確保・活用
- 販路開拓、広報
- 連携事業の試行的実施
- 地域建設業の活性化方策
- その他

※協議会の構成員は以下の通り

◎建設産業団体　◎地方公共団体

○農協、森林組合、社会福祉協議会、観光協会　等の関係団体

△3社以上の中小・中堅建設企業　△その他必要と認める者

（◎、○は必須メンバー（○は地域に適切な団体がない場合は不要）、△は任意）

連携事業の実施による地域建設業の活性化

建設業と地域の元気回復

◆全国から４２８件の応募があり、有識者委員会の審査を経て、１５７件を選定。

分野別の状況

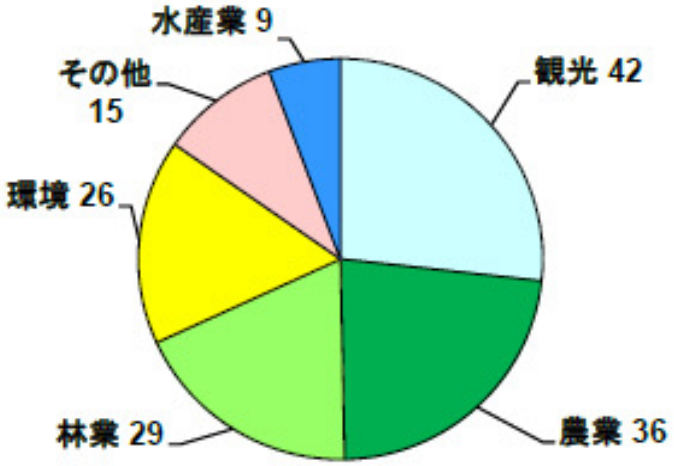

※第一次募集（公募期間3月25日～5月25日）、第二次募集（9月中）を行い、事業を選定。

建設業と地域の元気回復助成事業（近畿）

国土交通省

福井の家ネットワーク及び情報提供システム協議会	「福井の家」の開発とネットワークづくり及び情報提供システムに関する事業
安曇川扇骨の里と桜街道復活協議会	安曇川扇骨の里を巡る桜街道とふるさとの川辺整備事業
「木」の町づくり協議会	地元の間伐材を利用した「路面材」の企画開発運営に関する事業
京丹後新規農業活性化協議会	京丹後の豊な自然を活かした農業活性化事業
宮津地方竹林再生協議会	竹林再生と竹資源の利用方策の研究に関する事業
CO2削減に向けて一般消費者と中小建設業者の省エネ住宅技術を普及する協議会	CO2削減に向けて一般消費者と中小建設業者の省エネ住宅技術を普及する事業
職人の雇用の安定を図る建設技能士職域拡大検討協議会	建設技能士の職域拡大への挑戦　―環境適応化技術の開発とリフォーム事業への展開を目指して―
既存ストックを活用した建設業と新産業連携モデル事業協議会	既存ストックを活用した建設業と新産業連携モデル事業
加古川・共生まちづくり創造グループ	自転車を核に「人」と共生するまちづくりに関する事業
人と自然の水辺づくり協議会	武庫川河川敷活性化に関する事業
桜井市景観まちづくり協議会	「町家調和型太陽光発電＋地域認証材活用町家＋まちづくり拠点」コラボレーションモデル事業
宇陀地域活性化推進協議会	雲母（キララ）の地からはじまる宇陀ごぼう建農プロジェクト

建設企業の連携によるフロンティア事業

国土交通省

建設企業が連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を図る取り組みに対して、連携事業に関する検討や試行的実施に当たって必要となる経費を助成。

国（事業資金は（財）建設業振興基金により助成）

●上限1000万円を助成
（希望により、概算払で助成を受けることもできます。）
●91の連携体を採択

連携体

●少なくとも2社以上の建設企業の連携体
●技能者、技術者、若年者その他の事業に必要な者を新たに1名以上雇用
※異業種等を連携体に加えることは可

・専門家による指導、職員の研修
・新事業立ち上げに当たっての障害除去
・資機材の確保・活用
・販路開拓、広報
・連携事業の試行的実施
・その他

※事業実施期間は最長で平成24年12月まで

成長が見込まれる市場の開拓

◆全国から251件の応募があり、審査選定委員会の審査を経て、91件を選定。

分野別の状況

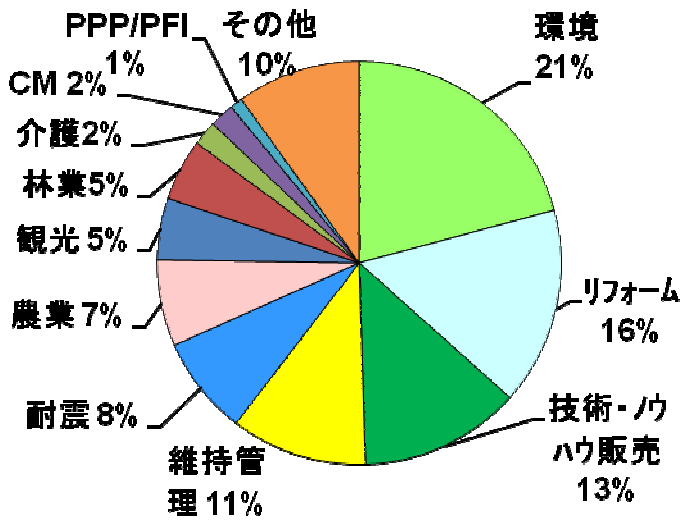

※分野は申請内容により複数該当
※公募期間：平成23年2月15日～2月28日
※事業期間：平成23年5月下旬～最長で平成24年12月まで

フロンティア事業選定事業者

国土交通省

フロンティア事業選定事業者

○応募件数

- 全国‥‥251件
- 近畿‥‥ 52件

○選定件数

- 全国‥‥ 91件
- 近畿‥‥ 16件

近畿	1	京都府	建設会社による農林事業の新たなる雇用の創出をめざして	丹後Ecoサイクル	株式会社マルキ建設
	2	京都府	林業合理化及び木材安定供給をテーマとした林業施業システムの開発	木材自給率50%の基点となる路網整備を核とした林建共同体	協栄建設株式会社
	3	京都府	滞在型市民農園開設への進出ならびに滞在型市民農園に設置するコテージの開発	美山クラインガルテン連携体	ニシオサプライズ株式会社
	4	京都府	木質路面材と林建協業ビジネスモデルの展開	木の町推進グループ	大西建設工業株式会社
	5	京都府	伐採竹を活用した、「京都発・無添加豚」の養豚事業の試行的実施および普及事業	「京都発無添加豚の養豚実証事業」連携体	株式会社玉井道路
	6	大阪府	『長期優良住宅耐震システムを構築する事業』	『長期優良住宅耐震システム研究会』	株式会社アクト
	7	大阪府	専門工事業によるCM、オープンブックによるマンション大規模修繕モデルの構築	関西分譲住宅仕上業協同組合	関西分譲住宅仕上業協同組合
	8	大阪府	住まいひょうか君を活用した既存住宅活性化事業のシステム基盤づくり	住まい評価推進協議会	大長ハウス株式会社
	9	大阪府	既設電柱補強製品・工法推進事業	既設電柱補強工法推進共同企業体	株式会社ヒシモト
	10	大阪府	全国の工場・店舗のメンテナンス・改修を環境対応型で行う仕組みの構築	環境に配慮したFM推進協議会	株式会社野畑板金
	11	兵庫県	計画修繕工事におけるCM方式のノウハウ構築と普及	マンションの計画修繕工事専門CMモデル構築協議会	株式会社ウェイズ
	12	兵庫県	泥鰌の内水面における養殖技術の開発	こうのとり泥鰌環境復活推進連携体	株式会社田中工務店
	13	奈良県	万葉の楽園プロジェクト　～大和シャクヤクの復活を目指して～	万葉の楽園協議会	八房建設株式会社
	14	奈良県	～ 雲母（キララ）の地からはじまる次世代産業 ～　”宇陀アグリプロジェクト”	AAA（トリプル・エー）Akino Agricultures Association	株式会社小松原工務店
	15	奈良県	「町家」リフォーム・新築市場の開拓拡大事業	「町家」リフォーム・新築市場の開拓拡大協議会	株式会社中尾組
	16	和歌山県	地域資源(主として、間伐材)を有効利用した商品、工法開発	地域資源利用協議会	有限会社クスベ産業

フロンティア事業選定事業者（追加配分）

国土交通省

（１）地域別の選定状況

ブロック	件　数
北海道	3
東　北	3
関　東	6
北　陸	4
中　部	4
近　畿	5
中　国	2
四　国	1
九　州	3
沖　縄	1
合　計	３２

（２）選定３２件の分野別状況

事業分野	件　数
維持管理	4
リフォーム	9
環境	２０
耐震	5
PPP/PFI	1
CM	1
技術・ノウハウ販売	１５
農業	6
林業	6
観光	3
介護	2
その他	5
合計	７７

※ 77 件は 1 申請あたり、2.41 件の複数回答

			応募事業名	連携体名	事業管理者
近畿	21	京都府	建設会社による農林事業の新たなる雇用の創出をめざして	丹後Ecoサイクル	株式会社マルキ建設
	22	京都府	林業合理化及び木材安定供給をテーマとした林業施業システムの開発	木材自給率50%の基点となる路網整備を核とした林建共同体	協栄建設株式会社
	23	京都府	木質路面材と林建協業ビジネスモデルの展開	木の町推進グループ	大西建設工業株式会社
	24	奈良県	「町家」リフォーム・新築市場の開拓拡大事業	「町家」リフォーム・新築市場の開拓拡大協議会	株式会社中尾組
	25	和歌山県	地域資源(主として、間伐材)を有効利用した商品、工法開発	地域資源利用協議会	有限会社クスベ産業

建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業

平成23年度より事業開始

○　中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営戦略の実現を支援するため、「経営戦略相談窓口」を設置し、「エリア統括マネージャー」の統括のもと、各分野の専門家から構成される「建設業経営戦略アドバイザー」によるアドバイスを実施。特に新事業展開、企業再編・廃業に関してはアドバイザーによる支援チームの組成、目標達成まで継続支援。
○　これにより、中小・中堅建設企業に不足している企画・立案・調整能力を補い、地域の建設企業の再生、過剰供給構造の是正、地域社会の維持、災害に強い安全・安心な国土づくりを実現。

経営戦略相談窓口
・財団法人建設業振興基金
・各地方整備局等

・新事業展開
・事業承継
・企業再編、廃業
・経営革新
など建設業が抱える経営上の課題に広く対応

対応依頼

●エリア統括マネージャー
（建設業経営支援アドバイザーの中から選定(※)）

○実施業務
・支援方針、支援体制の決定
・エリア内の相談案件の統括
・直接支援、担当アドバイザーの選定・派遣

●建設業経営戦略アドバイザー
（公認会計士、中小企業診断士等）

・事業戦略分野
・ファイナンス分野
・技術分野
・マーケティング分野
・農林業、観光、介護分野
等

(※)全国約11ブロックで選定
（北海道、東北、関東①、②、③、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）

連携

●パートナー機関

○地域金融機関
（連携事項の例）
・顧客企業に対し、入口支援の紹介
・エリア統括マネージャーに対し、出口支援対象となり得る案件の紹介
・支援チームに参加し、出口支援に協力
・周知、広報

○都道府県

相談依頼

アドバイザー派遣
（必要に応じて2回まで無料）

・アドバイザーによる支援チームの組成
・目標達成まで継続支援

今後の経営に悩む中小・中堅建設企業

入口支援
・経営・財務診断、強み・弱みの把握
・経営方針の検討・評価

出口支援の可否判断
（30企業程度を予定）
◎支援対象分野
・新事業展開
・企業再編・廃業

出口支援
・到達目標の設定
・経営戦略、実現プランの策定支援
・支援策アドバイス
・実務支援（販路開拓、金融機関との調整等）

EXIT

建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業　入口・出口支援実績等

国土交通省

○申込実績（企業所在地別）

（平成23年4月18日～平成24年1月31日実績）

都道府県	計
北海道	67
東北	70
関東	116
北陸	46
中部	22
近畿	74
中国	108
四国	24
九州・沖縄	79
合計	606

※入口支援は現在2回まで無料

○出口支援選定案件数について

平成24年1月31日

	第1回選定分（8/12）	第2回選定分（12/1）	合計
北海道ブロック	3件	2件	5件
東北ブロック	2件	4件	6件
北関東ブロック	0件	4件	4件
中関東ブロック	1件	1件	2件
南関東ブロック	2件	6件	8件
北陸ブロック	0件	0件	0件
中部ブロック	1件	2件	3件
近畿ブロック	2件	5件	7件
中国ブロック	2件	3件	5件
四国ブロック	1件	3件	4件
九州・沖縄ブロック	2件	5件	7件
合計	16件	35件	51件

●合計51件のうち、金融機関推薦は5件、都道府県推薦は6件

●支援案件における企業の具体的な取組内容については、企業の経営戦略にも関係するため、非公表としております。

アドバイザリー事業出口支援選定事業（近畿）

国土交通省

	分野	内容	具体的事業内容等
第1回	新分野進出	水ビジネス・観光	兵庫県〇〇市での水ビジネスの事業化
第1回	新分野進出	海外展開	在沖縄米軍のグァム移転への対応を軸にした海外事業の展開
第2回	新分野進出	太陽光パネル等	フォーム、古瓦・瓦小物等の販売、太陽光事業への進出（パネルの販売・施工）
第2回	経営改善	事業再生・経営管理	民間工事受注への注力と収益面の改善
第2回	新分野進出	太陽光システム等	太陽光発電システムの販売・設置事業進出 （主として工場・倉庫などの事業所向け）
第2回	新分野進出	木製品の販路開拓	戸建住宅の受注促進と併せた家具・建具等の木製品の販促強化による収益拡大・向上
第2回	新分野進出	介護・福祉事業	住宅改修・福祉用具貸与等の介護事業に係　るマーケティング面の整備・実行

○パートナー金融機関　81機関

平成24年1月31日現在

本店所在地の支分部局	銀行名				
北海道開発局	株式会社北海道銀行	株式会社北洋銀行			
東北地方整備局	株式会社東北銀行	株式会社秋田銀行	株式会社北都銀行	株式会社荘内銀行	株式会社東邦銀行
	株式会社仙台銀行	株式会社きらやか銀行	株式会社福島銀行	株式会社山形銀行	
関東地方整備局	株式会社常陽銀行	株式会社筑波銀行	株式会社武蔵野銀行	株式会社千葉銀行	株式会社千葉興業銀行
	株式会社横浜銀行	株式会社山梨中央銀行	株式会社八十二銀行	株式会社栃木銀行	株式会社東和銀行
	株式会社京葉銀行	株式会社東日本銀行	株式会社長野銀行	株式会社群馬銀行	株式会社八千代銀行
	西武信用金庫	多摩信用金庫	三浦藤沢信用金庫		
北陸地方整備局	株式会社第四銀行	株式会社北越銀行	株式会社北陸銀行	株式会社富山銀行	株式会社北國銀行
	株式会社大光銀行	株式会社富山第一銀行			
中部地方整備局	株式会社大垣共立銀行	株式会社静岡銀行	株式会社静岡中央銀行	株式会社名古屋銀行	株式会社第三銀行
近畿地方整備局	株式会社福井銀行	株式会社滋賀銀行	株式会社京都銀行	株式会社近畿大阪銀行	株式会社池田泉州銀行
	株式会社南都銀行	株式会社紀陽銀行	株式会社福邦銀行	株式会社関西アーバン銀行	株式会社みなと銀行
中国地方整備局	株式会社鳥取銀行	株式会社山陰合同銀行	株式会社山口銀行	株式会社島根銀行	株式会社トマト銀行
	株式会社もみじ銀行	株式会社西京銀行			
四国地方整備局	株式会社阿波銀行	株式会社百十四銀行	株式会社伊予銀行	株式会社四国銀行	株式会社徳島銀行
	株式会社香川銀行	株式会社高知銀行	株式会社愛媛銀行		
九州地方整備局	株式会社福岡銀行	株式会社西日本シティ銀行	株式会社佐賀銀行	株式会社十八銀行	株式会社親和銀行
	株式会社肥後銀行	株式会社大分銀行	株式会社宮崎銀行	株式会社鹿児島銀行	株式会社佐賀共栄銀行
	株式会社長崎銀行	株式会社熊本ファミリー銀行	株式会社宮崎太陽銀行	株式会社南日本銀行	
沖縄総合事務局	株式会社沖縄海邦銀行				

計81機関

※パートナー金融機関については、平成24年度から信用金庫・信用組合まで拡大予定

○パートナー都道府県　32都道府県

平成24年1月31日現在

都道府県名									
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	神奈川県	山梨県	新潟県
富山県	石川県	岐阜県	福井県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県
宮崎県	鹿児島県								

計　32都道府県

ノウハウ・技術移転支援事業

国土交通省

○中小建設企業の新事業展開、経営力の強化を支援するため、大手・中堅建設企業が有するノウハウ・技術を集約し、中小建設企業に対して紹介・提供する「ノウハウ・技術支援センター」を設置し、①技術マッチング支援事業、②ノウハウアドバイス支援事業を実施する。

①技術マッチング支援事業

●大手企業等が保有する特許技術、工法、資機材等をセンターが募集・集約し、当該技術等の取得・使用を希望する中小建設企業に対して紹介します。

●必要に応じて、当該技術等の取得・使用に係る契約締結等の支援を実施します。
※取得・使用に係る交渉は両者で直接実施して頂きます。

【フローイメージ】

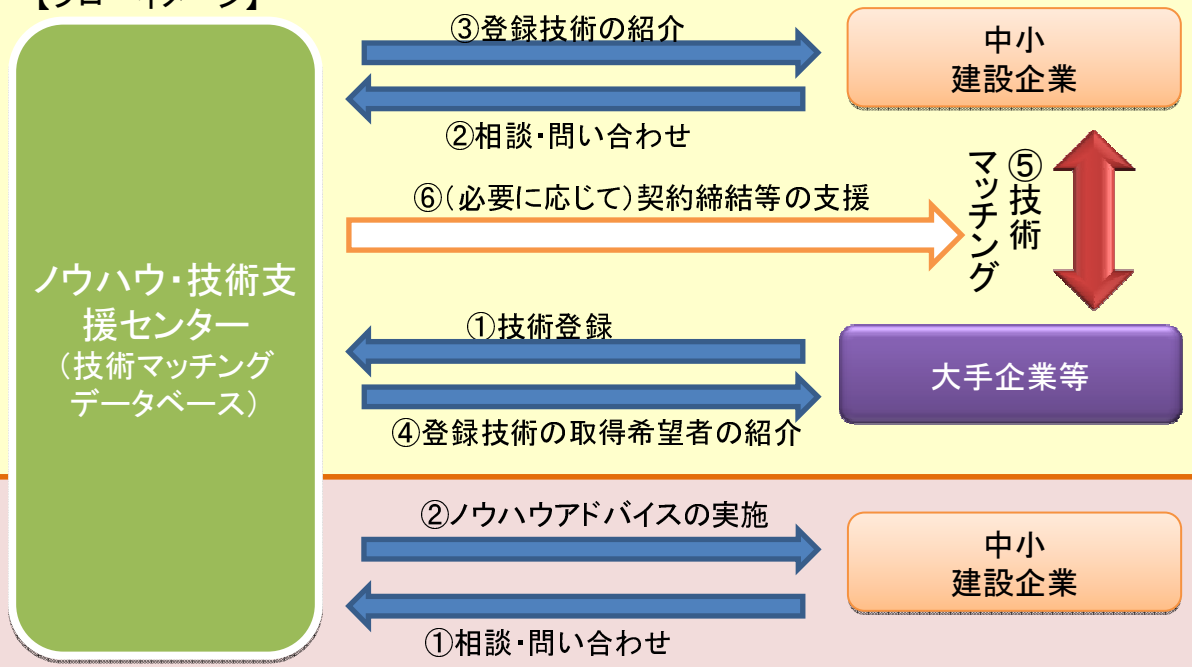

②ノウハウアドバイス支援事業

●建設工事に関する課題を抱える中小建設企業に対して、センターに所属する専門家（大手建設企業の現役・OB技術者等）が入札から竣工に至るまでの各段階に係るノウハウアドバイスを実施します。（2回まで）

【提供するノウハウアドバイスのイメージ】

段階	建設企業の主な業務	提供するノウハウアドバイスイメージ
入札	積算、技術提案	技術提案作成アドバイス（総合評価型入札における技術相談等）
受注・着工	施工計画、業者選定、資機材調達、実行予算	施工計画、施工管理全般アドバイス（施工計画書等書類作成アドバイス等）
施工	施工管理、許認可申請、発注者への工事施工段階における各種届出	着工前検討会へのアドバイス、トラブル発生時の技術アドバイス等
竣工	竣工書類の作成	竣工書類作成アドバイス（電子納品等）

下請債権保全支援事業

国土交通省

○ 下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権の支払を保証し、元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に保証債務の履行により保証金を支払い、下請代金等債権を保全。
○ 下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担軽減のための助成を行うとともに、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援。
○ 被災地域における工事及び災害廃棄物の撤去等に係る債権の買取を実施。（買取料負担軽減のための助成・損失補償）
○ 被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）に係る債権を保証対象に追加。

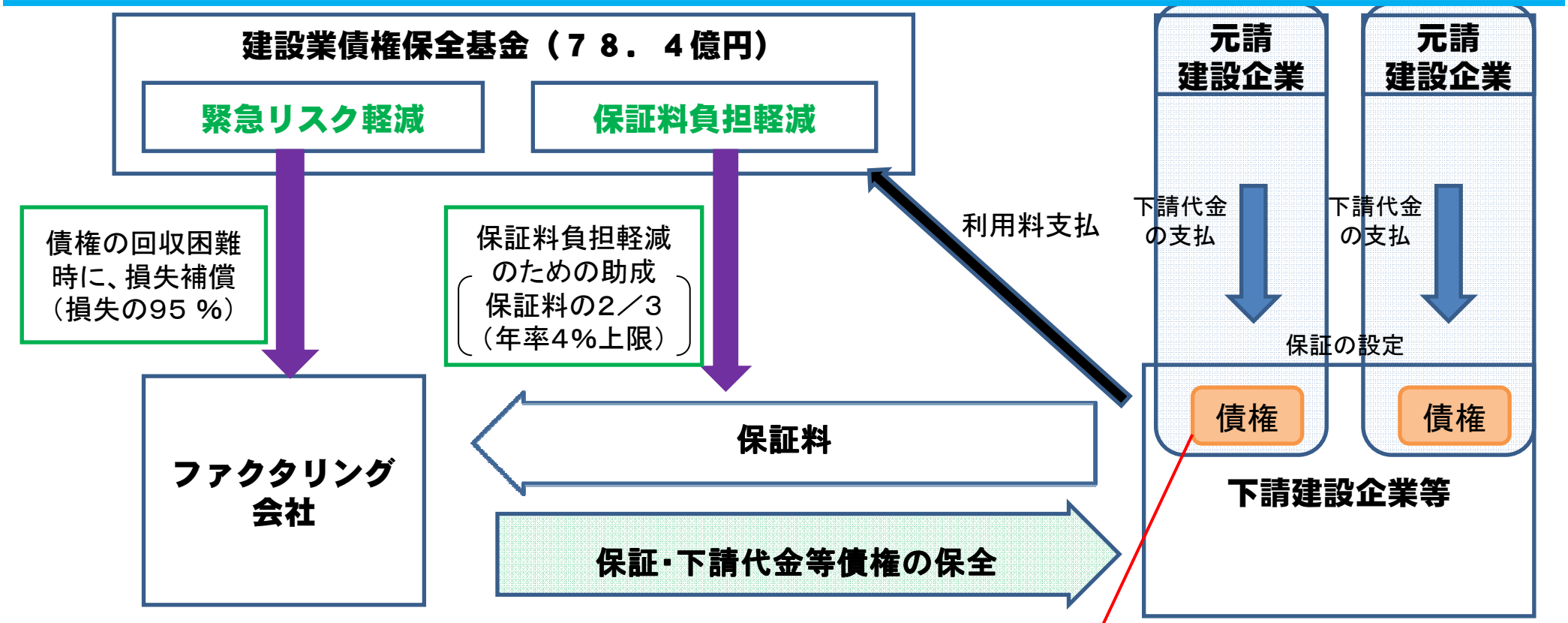

被災地域において、
・工事及び災害廃棄物の撤去等に係る債権の買取を実施
・災害廃棄物の撤去等に係る債権を保証対象に追加

※赤字は拡充部分

下請債権保全支援事業の実績

保証及び買取実績（平成22年3月～平成24年3月末）

【保証及び買取の実績】
保証及び買取債権数　：　17，914件
保証及び買取総額　：　約912億400万円
利用した下請建設企業等の数　：　7，467（のべ数）

【保証及び買取の申込先】
ファクタリング会社（10社、買取は一部）

【利用されている地域（利用企業の所在地）】
47都道府県

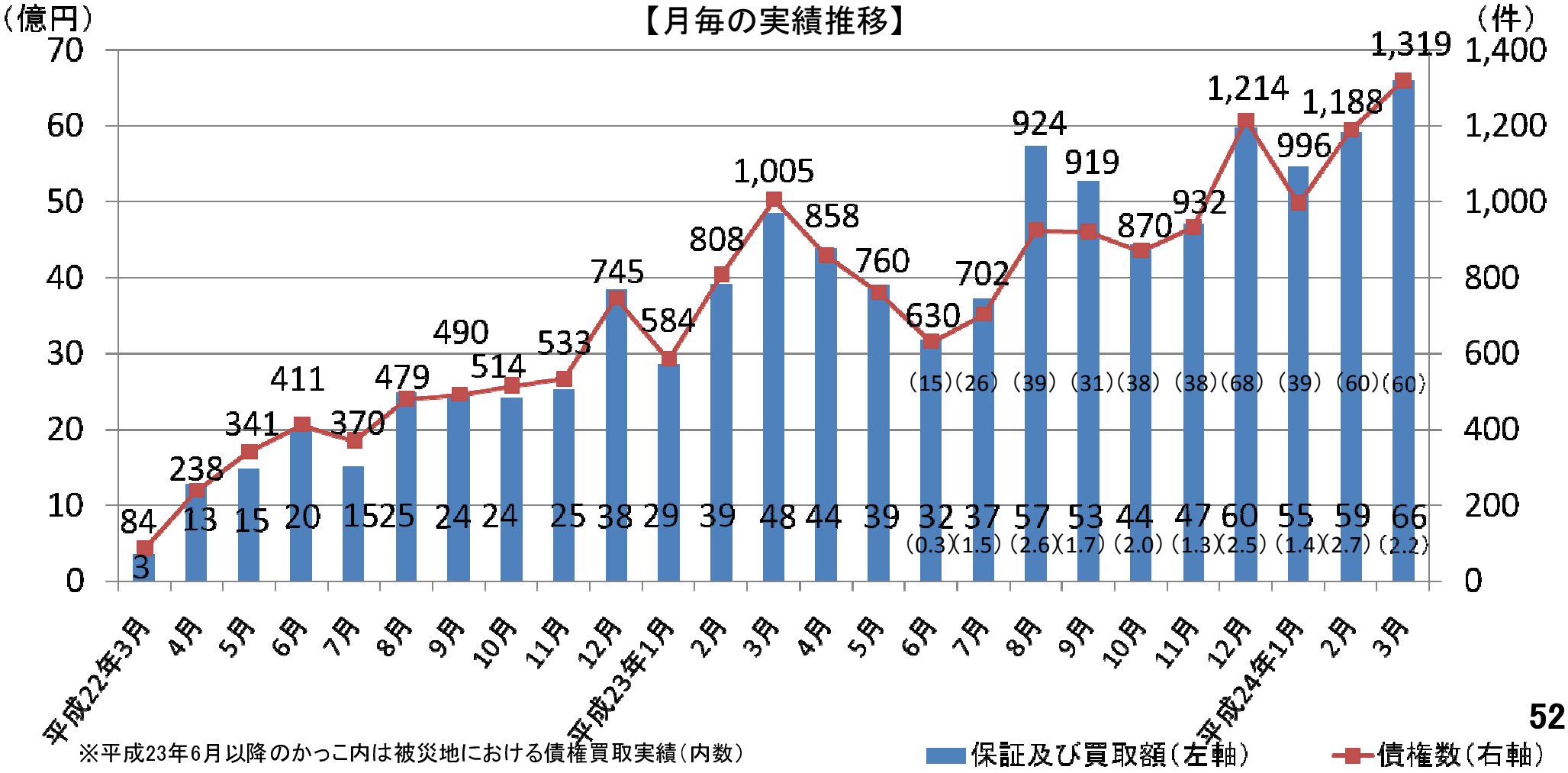

※平成23年6月以降のかっこ内は被災地における債権買取実績（内数）

地域建設業経営強化融資制度

国土交通省

○金融機関が優良な資産と評価する公共工事請負代金債権を担保に、簡易・迅速に融資を実行。
○被災地域における**災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を対象に追加**

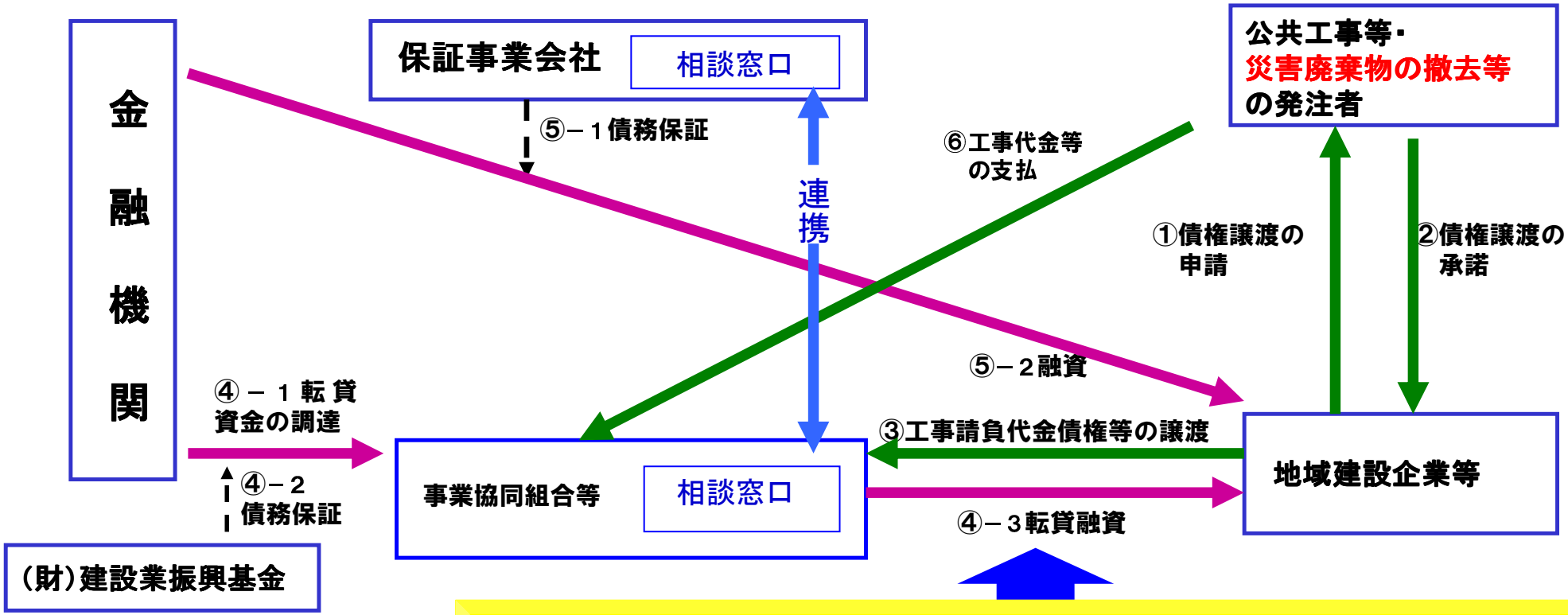

※赤字は拡充部分

建設企業等の負担する金利・事務経費等について助成

○建設企業等の負担する調達金利について、１．２％を上限に助成
○事業協同組合等の実施する出来高査定等の事務経費を15万円を上限に助成

地域建設業経営強化融資制度の実績

融資実績（平成20年11月～平成24年2月末）

【融資の実績】
融資件数 ： 9，260件、融資総額 ： 約2，143億円

【融資の申込先】
全国の建設業協同組合等（42団体等）

【制度導入自治体数（平成23年10月末現在）】
547／1，742市町村（特別区含む。）［導入率31．4%］ ※全都道府県及び政令市で導入済み

（参考） 平成20年12月末現在 ： 279／1，804市町村（特別区含む。）［導入率15．5%］

【月毎の実績推移】

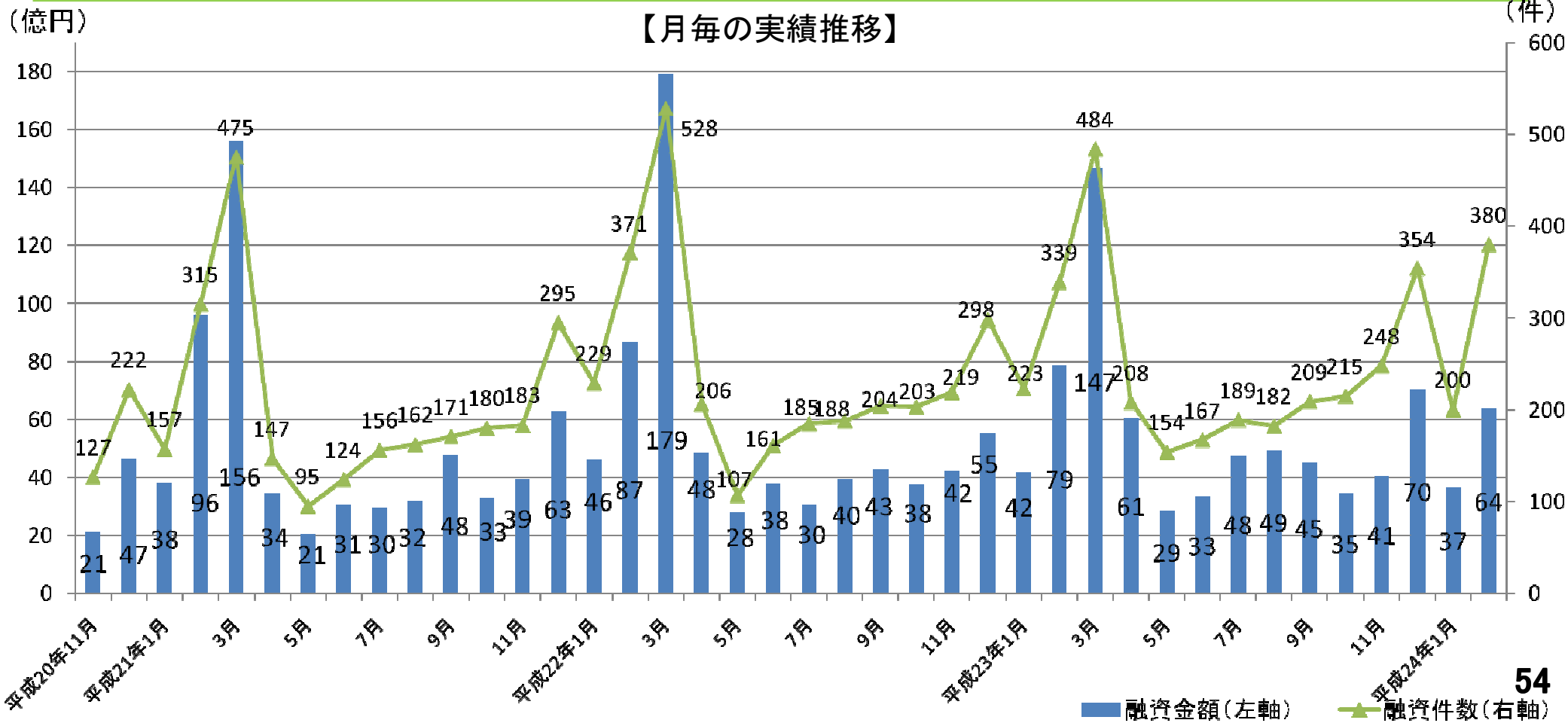

建設業への金融支援事業の延長・拡充（23年度3次補正予算関連）

国土交通省

被災地の復旧・復興作業に従事する建設企業における建設機械の調達円滑化及び地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、建設業への金融支援事業の延長・拡充を行う。

下請債権保全支援事業の延長・拡充

- ●事業期間の**1年間の延長**（H24.3.31→H25.3.31）
- ●被災地において、**建設機械の割賦販売、リース、レンタルを行う者**を保証対象に追加

拡充事業のイメージ

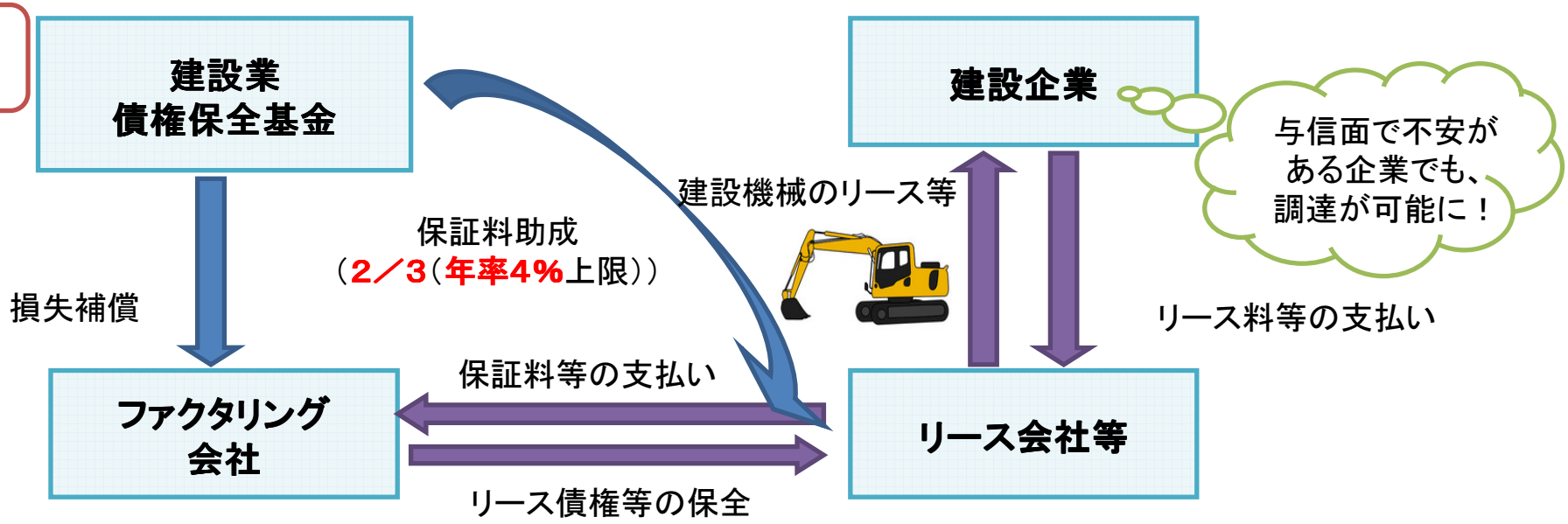

地域建設業経営強化融資制度の延長

- ●事業期間の**1年間の延長**（H24.3.31→H25.3.31）

【問い合わせ先】

近畿地方整備局建政部建設産業課

〒540－8586

大阪市中央区大手前一丁目5番44号

（大阪合同庁舎第1号館・1階）

TEL：06-6942-1141（代表）内線6142　FAX：06-6942-3913

課長補佐　中　林　茂　巳（なかばやし　しげみ）

（mail：nakabayashi-s86cu@kkr.mlit.go.jp）